

事 務 連 絡  
平成30年6月4日

各都道府県専修学校各種学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
専修学校を置く国立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長  
萬 谷 宏 之

在外選挙制度に係る周知啓発について（依頼）

在外選挙制度は、国外に居住する日本人でも国政選挙の投票を行うことができる制度ですが、関係法令の改正により、平成30年6月1日から、国外への転出届を提出する際に市区町村の窓口でも在外選挙人名簿への登録を申請する出国時申請が可能となり、このたび、総務省より、当課に対し別添1のとおり周知の依頼がありました。

については、所管又は所轄の専修学校・各種学校に対し、出国時申請の方法等について、別添2の周知用資料も活用しつつ、周知いただきますよう、御協力をお願いします。

（参考URL）

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

【 本 件 問 合 せ 先 】

生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係 筒井、嘉数

TEL：03-5253-4111（内線2915）

文部科学省高等教育局高等教育企画課長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長

在外選挙制度の改正に関する周知啓発について（依頼）

在外選挙制度は、国外に居住する日本人でも国政選挙の投票を行うことができる制度であり、制度を活用するためには、出国後に出国先の在外公館において、在外選挙人名簿への登録を申請する必要がありました。

第192回国会において成立をみた公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第168号）では、国外への転出届を提出する際に市区町村の窓口でも在外選挙人名簿への登録を申請すること（出国時申請）が可能になり、平成30年6月1日から施行することとされました。

本改正は、申請者の負担を軽減し、登録申請にかかる時間を短縮することで、在外選挙人名簿登録の利便性を向上させることを目的としており、出国時申請が可能となったことについて周知を図る必要があります。

つきましては、大学等における総務担当や留学担当の部署等を通じ、出国時申請の方法等について、別添周知用資料も活用しつつ、海外留学等により渡航を予定している学生等に周知いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

**【連絡先】**

総務省自治行政局選挙部管理課

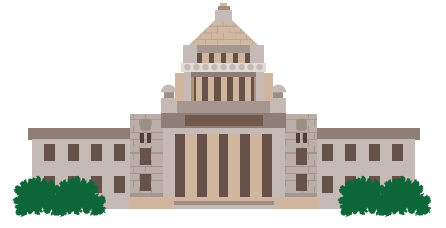
担当 渡邊

電話 03-5253-5574

在外選挙 出国時登録申請 始まる!

海外転勤や留学をされる皆様へ

渡航前の申請をお忘れなく!



海外で国政選挙に投票するための

申請が国内でできます。

国外転出する際に、市区町村の窓口で申請しましょう。

※これまでは在外公館での申請に限られていました。



在外選挙人証 (Application form for overseas voters, including fields for name, date of birth, sex, and residence).

表 (Envelope for the ballot, with fields for candidate name and election details).

裏 (Back of the envelope, with fields for candidate name and election details).



STEP  
1

## 国外への転出届を出す際に、 在外選挙人名簿への登録を申請する!



国内  
市区町村  
選挙管理委員会

### 〈申請の際に必要なもの〉

#### 【本人の申請】

- 本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など)

#### 【申請者から委任を受けた方の申請の場合】

- 申請者の本人確認書類
- 申請者の申出書
- 申請に来ている方の本人確認書類

在外公館での  
申請も引き続き  
受け付けています!

※在外選挙人名簿への登録を申請できるのは、国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方です。

※申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。

※申請は、申請者本人か、申請者から委任を受けた方ができます。

STEP  
2

## 外国に居住後、在留届を提出する!

出国



在留届を提出



- 在留届で国外の住所を確認して名簿に登録しますので、忘れずに提出してください。
- 在留届は、最寄りの在外公館やインターネットで提出できます。

STEP  
3

## 在外選挙人名簿へ登録完了! 「在外選挙人証」が発行される!



在外公館



- 国外の住所が確認されると、名簿に登録されます。
- 名簿に登録されると、「在外選挙人証」が交付されます。
- 在外公館から連絡があるので、最寄りの在外公館で、又は郵送で、在外選挙人証を受け取るようになります。

STEP  
4

## 在外選挙人証を持って投票する!



- 投票の際は、在外選挙人証が必要です。
- 国政選挙の際は、外国で、在外公館での投票、又は郵便での投票ができます(一時帰国している場合は、国内でも投票できます。)

※在外公館で投票する場合は、在外選挙人証と身分証明書(旅券など)を持参してください。

※郵便で投票する場合は、投票用紙等の請求を行う際に同封してください。

※国内で投票する際も、在外選挙人証を持参してください。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。